

令和5年9月26日

(仮称) 桑名市多度町南部土地区画整理事業に係る
環境影響評価方法書
についての住民意見と事業者の見解

意見件数	11件
提出者数	2名

(仮称) 桑名市多度町南部土地区画整理組合設立準備委員会

●住民の意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価方法書に対する住民からの意見（次頁左欄）及びそれに対する事業者の見解（次頁右欄）は、次のとおりです。

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
1	1-1	<p><u>坂井多度線南ルート</u>の交通量増加による騒音、振動等の住民被害</p> <p>御社の発行されました環境影響評価書(以下、環境アセス)を拝見し、該当の工業団地開発事業を進めることで、道路沿い住民に対する環境悪化の被害が生じるため、以下にこれまでの経緯、現況を説明した上で要望事項について意見いたします。つきましては、十分に内容をご理解いただきご対応をいただきますようお願いいたします。</p> <p>【経緯・現況】</p> <p>野田、大山田地区の坂井多度線沿いは、騒音測定(桑名市環境対策課 2022/11/11 実施)の結果、大型車の通行により現状においても既に改善されなければならない騒音レベル(61.1dB)です。</p> <p>被害軽減について、道路沿いの住民は度重なり桑名市へ働きかけてきました。しかし、大型車の交通量が増える一方であるため、2021年以降は関係する自治会が連携し、桑名市、三重県に対して「大型車通行自粛の企業への指導」「早期の県道整備等」、トラック協会には「通行自粛等」の要望書を毎年提出しています。併せて、日頃から通行頻度の高い車両については、個別に桑名市都市整備部から、通行自粛の指導、迂回要請を行っている状況です。</p> <p>しかしながら、一度増加した大型車の交通量は一向に減ることはなく、今もなお日々、道路沿い住民を苦しめている状況です。そのような状況にあるにも関わらず、実効性のある被害の軽減策を打つことなく、新たな工業団地の開発のみが先行して進められれば、被害はさらに増加することになります。よって、坂井多度線南ルート騒音、振動被害は、今回の環境アセスで浮かび上がった大きな問題点であるをご認識をお願いします。</p>	<p>本事業は、桑名市総合計画における土地利用構想で「産業誘導ゾーン」として位置づけられた区域において、組合施行(土地区画整理法第3条第2項)による「市街化調整区内における土地区画整理事業(工業団地の造成)」を行うものです。</p> <p>アクセス道路として計画している都市計画道路桑名北部東員線の整備についても、本事業の目的の一つであります。</p> <p>したがって、本事業を推進することによって、桑名市の都市計画道路桑名北部東員線の早期実現にも寄与するものであり、それにより、当地域の沿道環境の改善につながるものと考えております。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
1	1-2	<p>【要望】 その上で、以下の対策をとることを要望します。また、対策が完全に施されるまでは、事業は進めることなく中断することを要望します。</p> <p>① 事業に関係する大型車が坂井多度線南ルートを通行しないよう、法的拘束力のある形で規制すること（要望ベースでは実効性がないことは現状が示しています）</p>	<p>本事業は、組合施工の土地区画整理事業であり、誘致される企業は民間事業者であります。</p> <p>ご指摘いただいた法的な規制につきましては、土地区画整理事業での法的規制は不可能であります。関係部署と連携は取ってまいります。事業計画でお示しした通り、坂井多度線の南ルートを通行しないよう、造成工事中は施工業者へ説明を行います。供用時には、誘致企業に対し周辺道路の沿道環境の状況を説明し、誘致企業に対し適切な対応を要望してまいります。</p>
	1-3	<p>② 企業誘致後、各企業が企業活動を行うために必要な大型車両の通行について、坂井多度線南ルートを通行しないよう、法的拘束力のある形での規制すること（造成時もさながら、企業活動が始まるとそれに伴う大型車の増加が懸念されます）</p>	
	1-4	<p>③ 野田、大山田地区住民に対し、住民説明会を通して理解を得ること。</p>	<p>環境影響評価においては、今後、環境アセスメント準備書を作成した段階で、公告・縦覧を行います。その際、住民説明会や意見書の提出機会がありますので、皆様のご意見をうかがい事業者の実施可能な範囲で事業に反映して参ります。</p>
	1-5	<p>④ 多度地区工業団地へのアクセス道路となる県道（26号・149号）と桑名市が整備を目指す道路（桑名北部東員線・大山田スマートインターチェンジ）の早期整備、完成の三重県への要望。</p> <p>以上</p>	<p>本事業の実施は、桑名市の都市計画道路桑名北部東員線の早期実現にも寄与するものであり、それにより、当地域の沿道環境の改善につながるものと考えております。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
2	2-1	<p>○意見は別紙（次のページ）に示します。 （1）～（6）に回答下さい。</p> <p>○一部ではありますが、野田、大山田、星見ヶ丘に隣接する坂井多度線の周囲で発生している問題および、市県警察、トラック協会への要望書の一部を添付します。ご理解よろしくをお願いします。</p> <p>※意見書 A4…1枚 要望書（表紙のみ）A4…7枚^{※1}</p> <p>(1) 土地区画整理を実施するにあたり星見ヶ丘・野田・大山田地区を通る坂井多度線を大型車両が通行する</p> <p>※1：「要望書」については省略した。</p>	<p>本事業の造成工事中は、大型車を含む本事業関係車両は星見ヶ丘・野田・大山田地区内の坂井多度線を通行しない計画です。</p> <p>また、供用時は、誘致企業に対し周辺道路の沿道環境の状況を説明し、地域住民より県等の行政機関に要望書が提出されていること等も説明し、誘致企業に対し適切な対応を要望してまいります。</p>
	2-2	<p>(2) 土地区画整理を実施するにあたり星見ヶ丘・野田・大山田地区を通る坂井多度線を大型車両が通行する予定はあるか？</p>	
	2-3	<p>(3) 区画整理された後、企業誘致を実施するとのことだが、誘致された企業について、星見ヶ丘・野田・大山田地区を通る坂井多度線を大型車両が通行しないことを約束してくれない？例えば、企業、市役所、自治会と環境に関する協定を締結するなど。</p>	

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
2	2-4	<p>(4)野田、大山田および星見ヶ丘地域の住宅は閑静な住宅地として売り出されました。今では市道坂井多度線が多度の工業団地への幹線道路化してしまい大型車両を含む自動車が多く通行しており、坂井多度線近隣の方は騒音や振動、排ガスに長年悩み、苦しんでいます。2010年9月に星見ヶ丘(坂井多度線沿い)での騒音結果が最大69.6dBです。2022年11月に大山田4丁目(坂井多度線沿い)での測定結果が最大最大65.3dBです。いずれも桑名市の測定結果です。同じ場所での測定ではないですが、同じ坂井多度線で1km程度しか離れていないところですが、いずれも65dBを越えており相当うるさい状況が10年以上たっても続く状態です。桑名市、三重県へ対しこの状況を改善するよう要望書をこれまで何度も出しており、この状況改善に向け市と県共に取り組んでる状況です。これまで出してきた要望書(一部)を添付します。数年前から開発が進んでいる多度御衣野南部工業団地(花ひろばのとなり)については、造成や企業建屋の工事の際は坂井多度線の北側のみを大型車・工事車両が通行し野田・大山田・星見ヶ丘に隣接する坂井多度線は通行しない約束をしていたが、既に誘致が決まっている企業についても事業者より我々の要望を伝えてもらい野田・大山田・星見ヶ丘の住宅街に隣接する坂井多度線に大型車両が通行しないことを明言してもらっています。事業を実施するに当たり近隣でこのような問題が発生していることは知っているか?これについてどう思うか?我々野田・大山田・星見ヶ丘の住人はもし区画整理での工事およびその後の誘致企業の操業において野田・大山田・星見ヶ丘に隣接する坂井田多度線に大型車両・工事車両が通行するのであれば今回の事業は反対です。</p>	<p>走行ルートの設定に当たっては、周辺事業に対する住民意見に配慮して、工事中及び供用時ともに、大型車を含む本事業関係車両が星見ヶ丘・野田・大山田地区内の坂井多度線を通行しない計画としました。</p> <p>造成工事中は、この旨を施工業者へ説明します。</p> <p>供用時は、誘致企業に対し周辺道路の沿道環境の状況を説明し、地域住民より県等の行政機関に要望書が提出されていること等も説明し、誘致企業に対し適切な対応を要望してまいります。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
2	2-5	<p>(5) (仮称) 桑名市多度町南部土地区画整理事業に係る環境影響評価の15ページの図2.3-6 供用後発生車両の走行ルートの中で「都市計画道路桑名北部東員線完成時には主要な走行ルートとなる。」と書かれているが、道路自体はすぐにはできない。地権者との交渉が長引けば完成までに10年以上もの月日が過ぎていく。今現時点で道路がないがどれくらいで計画の道路ができるのか？計画の道路ができていない状態でも野田・大山田・星見ヶ丘の住宅街に隣接する坂井多度線は大型車両・工事車両が通行しないと約束してほしい。</p>	<p>ご指摘の通り、「都市計画道路桑名北部東員線」完成までは、現況道路を利用することとなります。都市計画道路完成までの期間については、当該地域の沿道環境に配慮し、工事中及び供用時ともに、大型車を含む本事業関係車両が星見ヶ丘・野田・大山田地区内の坂井多度線を通行しない計画としています。</p> <p>なお、本事業を推進することによって、桑名市の都市計画道路桑名北部東員線の早期実現にも寄与するものであり、それにより、当地域の沿道環境の改善につながるものと考えております。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
2	2-6	<p>(6) 三重県環境影響評価条例の第一章第一条で「現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保」と書かれています。現状、桑名市によって実施された野田4丁目の坂井多度線での交通騒音測定において生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準値を超えており、生活環境が悪化しています。つまり、三重県環境影響評価条例第一章第一条で「現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保」に書かれていること、日本国憲法第25条第1項の「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ということが脅かされているのです。坂井多度線は閑静な住宅街であったにも関わらず多度に工業団地が開発され、工業団地に不可欠な道路整備が実施されず、住宅街の中の生活道路である市道坂井多度線を数多くの大型車両等が通行し生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準値を超える騒音・振動を発生させ排ガスをまき散らし、そのような状況のなかで生活している住民はストレスを感じ、日中は常に騒音・振動を感じながら生活し、夜中は騒音振動で眠れず、心身共に疲弊しており健康的な生活を送ることができていません。その状態で更なる坂井多度線を接続道路とする工業団地の開発計画があり、更に坂井多度線の自動車の通行が増えることが評価書に明記されています。我々住民に日本国憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があります。これを侵害する恐れがあり、住民の健康的な生活が保障できないのであれば、土地区画整理事業を中止してください。</p>	<p>本事業は、三重県環境影響評価条例に則り、環境影響評価を実施しており、現在は、環境影響評価手続きの「方法書」段階の住民意見をいただいたところです。今後は、三重県環境影響評価委員による審議や桑名市長意見、東員町長意見を踏まえた知事意見をいただき、それら意見を勘案した調査・予測・評価を行い環境影響評価準備書としてとりまとめます。その後、公告・縦覧等を方法書と同様の手続きを経て環境影響評価書を作成します。それにより、環境影響の防止を図ってまいります。</p> <p>本事業を推進することによって、桑名市の都市計画道路桑名北部東員線の早期実現にも寄与するものであり、それにより、当地域の沿道環境の改善につながるものと考えております。</p>